



交流館では、みんなが交流し、つながり合うことを目的としてさまざまな講座を行っています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

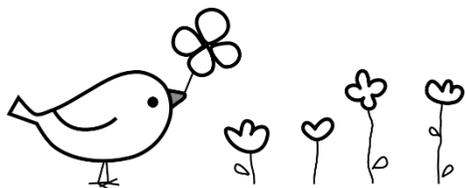
人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

1982年(昭和57年)から全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、デパートなどにおいて特設相談所を開設しています。

(法務省ホームページより引用)



人権は一人ひとりの宝物

子育て交流事業

にんじんばたけ

～絵本の読みきかせ～

☆ 日時 7月15日(火)

★ 時間 10:00 ~ 11:30

☆ 場所 加茂交流館

★ 予約は不要です ☆ 対象 0歳～4歳くらい



地域交流事業

福山 おもちゃびょういん・かも

こわれたおもちゃを治します!

★ 日時 7月26日(土)

☆ 時間 9:30 ~ 11:00

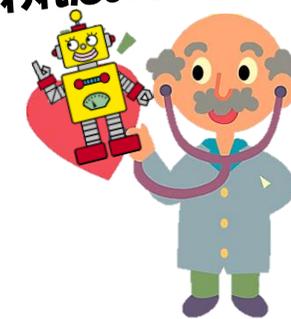
★ 場所 加茂交流館

☆ 予約は不要です

※治療費は無料です

※診察の結果、治療できないおもちゃもあります

※部品交換など必要な場合は実費負担となります



またあそんでね!

6月23日は沖縄慰霊の日です。1945年の終戦後27年間アメリカに占領されていたことだけでなく復帰についても知らない世代が多くなっています。一方で、今も「真の復帰とは何か」といった問いが続いています。なぜ、復帰を考えるのか、全国の人たちの暮らしとどうかかわっているか考えてみましょう。

1965年8月、日本の首相として佐藤栄作が、戦後初めて沖縄を訪問し、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって戦後が終わっていない」と演説。アメリカ側との返還交渉を進めていきました。

このころアメリカは、ベトナム戦争に介入するなか、自由に使える沖縄の基地の重要性が高まる一方で、戦争の泥沼化で苦しい財政事情を抱えていました。沖縄を日本に返すことで統治や基地維持にかかる費用を抑えながら、基地の自由使用を引き続き確保することをめざしていました。

沖縄返還を求める声と基地への反発は、日本本土でも沖縄でも広がり、日米関係を安定化させる必要にも迫られ、日米は69年11月、沖縄を72年5月15日に返還することで合意しました。日米は沖縄の基地負担を「核抜き・本土並み」とすることを基本方針としました。

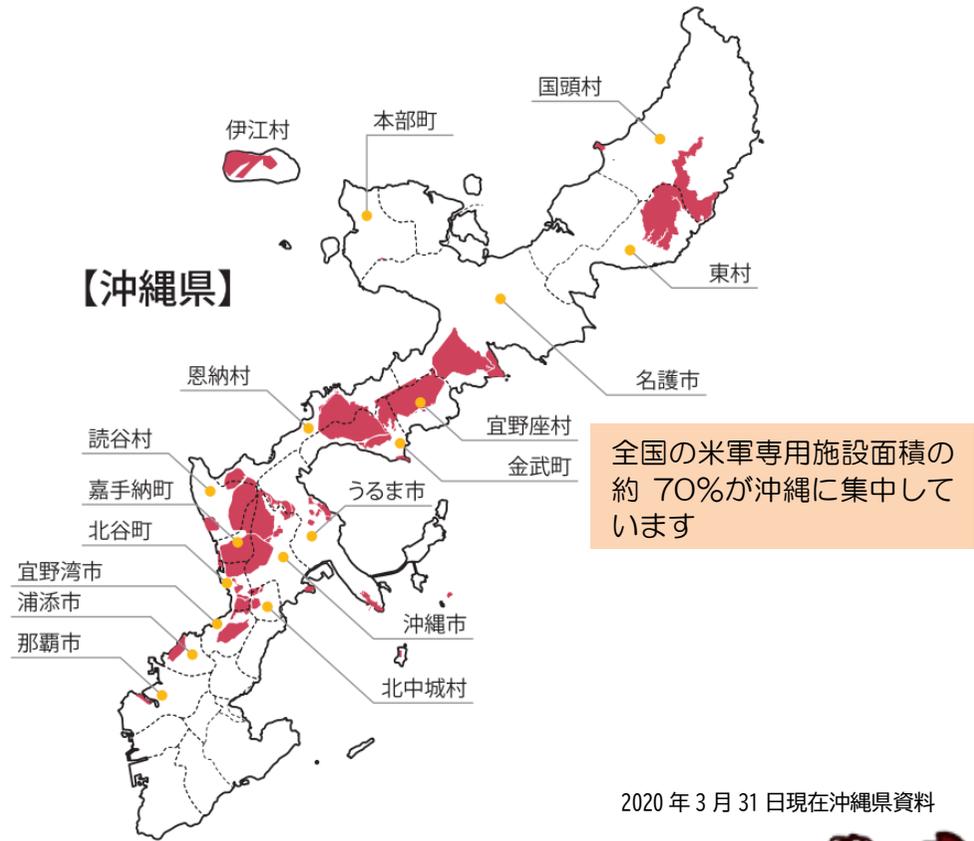
返還にあたって日米交渉の最大の焦点は、沖縄に配備された「核兵器」の扱いでした。佐藤首相は67年、被爆国としての世論を背景に「非核三原則^(*)」を表明し、アメリカに沖縄からの核の撤去を求めました。「本土並み」についても、沖縄の基地使用が制約されることを避けたいアメリカに対し、日本政府は本土と同様、沖縄にも日米安保条約を適用することをめざし、アメリカと合意しました。（*非核三原則とは、核兵器を「持たず、作らず、持込ませず」の三原則）

復帰後も米軍基地が残ることが分かってくると、「基地のない平和な島」を望んでいた沖縄の住民には、不安や失望が広がっていきました。

現在も、全国の米軍専用施設の70%が、国土面積の0.6%しかない沖縄に集中するなど、復帰時の問題は残されたままです。

米軍に「特権的」ともいわれる地位を認めた日米地位協定によって、米軍が関係する事件事故は捜査に制約がかかり、司法が違法と何度も認めているにもかかわらず米軍機の騒音被害は制限できません。近年は、環境汚染や感染症でも、協定によって原因究明や対策が妨げられる事態も発生しています。

「真の復帰とは何か」。みなさんも一緒に考えてみましょう。



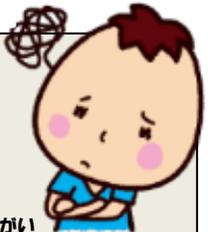
2020年3月31日現在沖縄県資料

かもこうりゅうかん 加茂交流館では、

せいかつじょう しょうだん おう
生活上のさまざまな相談に応じています。

しごと しゅうしょく せいかつ がっこう ふくしせいど じんけんしんがい
仕事や就職、生活や学校、福祉制度や人権侵害など

せいかつ こま そうだん おう
生活のなかでの困りごとの相談に応じています。



- * 「登録型本人通知制度」の電子申請ができるようになりました。福山市ホームページの「福山市電子申請サービス」から手続きしていただけます。
- * スマートフォンなどをお持ちの方は、右の二次元コードを読み込むことで手続きが行えます。（対応機種のみ）

